

Participatory Action Research (PAR) の概念分析

— PAR が行動分析学にもたらす示唆とは何か? —

○ 武藤 崇

(筑波大学)

望月 昭

(立命館大学)

Key Words: Participatory Action Research, fidelity, Grounded Theory Approach

Participatory Action Research (以下、PAR とする) は、障害を対象とする研究分野において、障害者のエンパワーメントや自己決定を推進し (Sample, 1996), 研究と実践の「溝」を埋める (Meyer et al., 1998) ものとして注目されている。本報告は、PAR の概念に関する検討を行い、それが行動分析学にもたらす寄与について検討することを目的とする。

1. PAR とは何か?

PAR とは「組織やコミュニティにいる人々が、プロの研究者と一緒に研究過程 (最初の『デザイン』から最後の『結果に関する明示』や『活動の含意に関する討論』まで) に積極的に参加する」 (Whyte, 1991, pp.20) という研究モデルとされている。この研究モデルは知識生産のモード論 (Gibbons et al., 1994) における「モード2」と呼ばれる問題解決指向の研究モデル (Hoshmand & O'Byrne, 1996) とされる。

2. PAR の具体的特徴

Rogers & Palmer-Erbs (1994) による PAR の特徴に関する要約を Table 1 に示した。

また、Carr & Kemmis (1986) は PAR では「ない」ものを以下のように述べている。1) 社会的実践者が自分の仕事について思いつきでするものではない。2) 単なる問題解決ではない (対象者の文化や価値が重要となる)。3) 他人に関する研究ではない。4) 政策実施の方法やテクニックでない。5) 仮説演繹的な科学的方法ではなく、状況を解釈するだけの歴史的方法でもない。

3. PAR と行動分析学との接点

1) 行動分析的な PAR の実例: Fox, Vaughn, Dunlap, & Bucy (1997) と Vaughn, Dunlap, Fox, Clake, & Bucy (1997) は、問題行動を持った発達障害児とその家族を対象に、地域に根ざした家族主導の行動

Table 1 PAR の特徴

- 1) 研究の「対象者について学ぶ」ことばかりではなく「対象者から学ぶ」ことも強調される
- 2) 研究や対象者に対する客観性ばかりでなく、対象者の主観的経験も重要とされる
- 3) 研究者は「専門家」としてというよりは「コンサルタント」として振る舞う
- 4) 研究は「インサイダー」から開始されなければならない
- 5) 対象者は研究者としての役目を持つ
- 6) 対象者は研究過程である「概念化、デザイン、実行、解釈」に積極的に含まれる
- 7) PAR のパラダイムは質的研究、エスノグラフィー研究、そして障害経験に関する研究方法論を採用する
- 8) 対象者は研究結果を新政策、新教育過程、新研究の先駆けへと変える「変革者 (change agents)」として振る舞う
- 9) 研究の検討事項は多数の関係する消費者 (サービスの末端消費者を含む) の関心事によって直接影響される

支援を行った。前者の論文は、「量的」(quantitative) 分析を中心に、後者は「質的」(qualitative) 分析を中心に記述されている。また、両論文の Bucy という名の執筆者はその対象児の母親であり、支援や研究の方略に関する計画や実行に実際に携わった。

Fox ら (1997) では、①問題行動の機能アセスメントとその機能仮説の立案→②その仮説の検証 (実際の地域場面で)→③BL→④介入→⑤フォローアップ→⑥社会的妥当性のアセスメント (問題行動をもつ発達障害児の母親4名に対する) という、一般的な問題行動に対する行動的支援の事例研究として記述された。デザインは場面間「準」多層ベースライン・デザインであった。介入は母親によって実施された (介入初期に研究者が母親にプロンプトやフィードバックを与えられた)。論文の執筆書式も通常の行動分析的研究と同様であった。

Vaughn ら(1997)では、母親の音声日記と6回の準構造化インタビュー(最後の1回は母親がインタビュアーであった)によって、10カ月の全支援行程における「家族の経験」に関する言語反応が収集された。言語反応のデータは「グラウンデッド・セオリー・アプローチ」(Grounded Theory Approach)という「質的」研究法(Strauss & Corbin, 1990)によって分析された。結果は、Findings として、協働で実施された行動支援の過程と対応させて、そのとき家族はどんな受け止め方をしたかがまず整理された。さらに、その質的研究方法によって言語データを要約する2つの「テーマ」が抽出した。その2つのテーマとは“You end up jumping through hoops”と“A powerful impact”であった。その2つのテーマによって、対象児の問題行動はその家族にとって深刻な事柄であり、その行動の低減は家族にとって重要な意味を持っていたことが示された。

2) PARと行動分析学が接する次元：ここでは、1)の2つの研究を中心にPARと行動分析学が接する各次元について検討する。

(1) 手続き開発のプロセス：Johnston (1993)の「行動的テクノロジーを開発・評価」よれば、手続き開発の段階は3つに大別されている。その段階とは、A) 新しい手続きの開発→B) 新しい手続きの分析と精錬→C) その手続きの評価と精錬、である。各段階における下位手順は Table 2 に示した。その中、上記の研究に関係する部分は、C) ①～④であると考えられる。つまり、ある程度洗練された手続きの評価に関する研究として位置づけられる。また、2)で検討したPARの特徴から考えると、PARは潜在的にA)の①～③の部分に関係する部分、つまり新たな問題設定の提出(常識的には「問題」と認識されていない事象に注目する)という部分に関係すると考えられると言えよう。さらに「消費者」にイニシアティブがあるため、手続きの構成要素の修正や割愛が生じる場合が考えられる。そのため、結果的に「手続き実施に必要とされる忠実さ」(fidelity; Halle, 1998)が検討される必要がある。

(2) 社会的妥当性のアセスメント手続き：Fox ら(1997)ではグラウンデッド・セオリー・アプローチによって母親の日記や家族に対するインタビュー

Table 2 「行動的テクノロジーを開発・評価」過程

A) 新しい手続きの開発	
①	問題の性質は何か
②	その手続きのゴールは何か
③	関心となる行動は何か
④	その制御変数は何か
⑤	その関係する原理や手続きは何か
B) 新しい手続きの分析と精錬	
①	その手続きの効果は何か
②	その構成要素と効果は何か
③	その効果の機序は何か
④	その手続きはどのように改善可能か
C) 手続きの評価と精錬	
①	適用された条件での効果は何か
②	必要な洗練化は何か、そしてその効果は何か
③	その手続きは適用された条件で維持するか
④	その手続きはももとのゴールを達成したか

の言語反応が整理・分析された。このアプローチは、現象に対する個人的な意味やストーリーを記述したもの(因果関係と必ずしも関係ない)をデータとする点では行動分析学のアプローチとは全く異なる。しかし、日常文脈、現象の過程を重視する点、データを帰納的に分析する点においては類似している。このアプローチは、介入の目標、手続きの受容、結果の重要性に関する ongoing な社会的妥当性のアセスメント手続きとして利用可能であると考えられる(Schwartz et al., 1995)。

(3) 研究行動の機能：問題を抱えている本人や家族にとってPARという研究行動の機能は、援助付きのセルフ・ヘルプ行動(セルフ・アドボカシー行動をも含む)と同一であると考えられる。しかし、その本人や家族は単なる対象者や消費者ではない。それは、そのセルフ・アドボカシー行動が「科学的な」信頼性を保持した言語報告の形態となっているからである。このようなコミュニケーションの方向は、ヒューマン・サービスの「科学」において必須であると考えられる。今後、そのような研究行動が生起・維持するための随伴性を検討・設定する必要がある。

(Name) Takashi Muto, Akira Mochizuki